長崎市教育委員会告示第２０号

教職員の自家用自動車の公務使用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年１１月１３日

長崎市教育委員会教育長　　西　本　徳　明

教職員の自家用自動車の公務使用に関する要綱の一部を改正する要綱

教職員の自家用自動車の公務使用に関する要綱（平成２３年長崎市教育委員会告示第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　教職員　長崎市立の学校に勤務する職員で市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条に規定する者及び長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成３年長崎市条例第１４号。以下「給与等条例」という。）第２条第１項に規定する者をいう。 ⑵　［略］ ⑶　公務旅行　教職員の自家用自動車を公務のために使用する旅	（定義） 第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　教職員　長崎市立の学校に勤務する職員で市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）第１条に規定する者並びに長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成３年長崎市条例第１４号）第２条第１項に規定する者をいう。 ⑵　［略］ ［新設］

行をいい、教職員（給与等条例第２条第１項第１号及び第４号に規定する者（以下「長崎商業高等学校教職員」という。）を除く。）にあっては、長崎県内に限るものとし、長崎商業高等学校教職員にあっては、長崎県外でも可とする。	
（公務使用） 第３条　旅行命令権者は、公用車及び公共交通機関の利用ができないと認めるとき、又はこれらの利用が公務遂行の効率を著しく低下させると認めるときは、教職員の自家用自動車を公務旅行に使用させることができる。	（公務使用） 第３条　旅行命令権者は、公用車及び公共交通機関の利用ができないと認めるとき、又はこれらの利用が公務遂行の効率を著しく低下させると認めるときは、教職員の自家用自動車を公務のための旅行（長崎県内の旅行に限る。以下「公務旅行」という。）に使用させることができる。
（登録の申請） 第４条　前条の規定により自家用自動車を公務旅行に使用しようとする教職員（長崎商業高等学校教職員を除く。）にあっては、公務旅行に使用する自家用自動車登録申請書（第１号様式）に、長崎商業高等学校教職員にあっては、長崎市立長崎商業高等学校教職員の部活動における自家用自動車の使用に関する要綱（令和８年長崎市教育委員会告示第１２号。以下「部活動要綱」という。）に規定する公務旅行・部活動に使用する自家用自動車登録申請書（第１	（登録の申請） 第４条　前条の規定により自家用自動車を公務旅行に使用しようとする教職員は、公務旅行に使用する自家用自動車登録申請書（第１号様式）に必要な書類を添えて旅行命令権者に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該自家用自動車には、自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）第５条に規定する責任保険又は責任共済（第１３条第１項及び第２項において「責任保険等」という。）のほか、次に掲げる任意保険の契約が

―１号様式）に必要な書類を添えて旅行命令権者に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該自家用自動車には、自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）第５条に規定する責任保険又は責任共済（第１３条第１項及び第２項において「責任保険等」という。）のほか、次に掲げる任意保険の契約が有効に締結されていなければならない。	有効に締結されていなければならない。
(1)・(2)　［略］	(1)・(2)　［略］
２　［略］	２　［略］
（登録の取消し）	（登録の取消し）
第６条　第４条第１項の規定による承認を受けた自家用自動車（以下「登録自家用自動車」という。）の登録を取り消すときは、速やかに、教職員（長崎商業高等学校教職員を除く。）にあっては、公務旅行に使用する自家用自動車登録取消申請書（第２号様式）により、長崎商業高等学校教職員にあっては、部活動要綱に規定する公務旅行・部活動に使用する自家用自動車等登録取消申請書（第２号様式）により旅行命令権者に届け出なければならない。	第６条　教職員は、第４条第１項の規定による承認を受けた自家用自動車（以下「登録自家用自動車」という。）の登録を取り消すときは、速やかに、公務旅行に使用する自家用自動車登録取消申請書（第２号様式）により旅行命令権者に届け出なければならない。
（使用の承認等）	（使用の承認等）
第７条　登録自家用自動車を公務旅行に使用しようとするときは、	第７条　教職員は、登録自家用自動車を公務旅行に使用しようとす

教職員（長崎商業高等学校教職員を除く。）にあっては、自家用自動車使用申請（承認）簿（第３号様式）により、長崎商業高等学校教職員にあっては、部活動要綱に規定する自家用自動車等使用申請（承認）簿（第３号様式）により旅行命令権者に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、内容を確認できる場合は、「出張伺」に代えることができる。	るときは、自家用自動車使用申請（承認）簿（第３号様式）により旅行命令権者に申請し、その承認を受けなければならない。
2　［略］	2　［略］
⑴～⑷　［略］	⑴～⑷　［略］
⑸　運行計画において、運転者１人当たりの１日の運転時間合計が６時間を超える場合。	［新設］
⑹　前各号に掲げるもののほか、登録自家用自動車を運転させることが適当でないとき。	⑸　前各号に掲げるもののほか、登録自家用自動車を運転させることが適当でないとき。
（同乗による公務旅行等）	（同乗による公務旅行等）
第９条　旅行命令権者は、第７条第１項の規定による承認を受けた教職員以外の教職員（以下「他の教職員」という。）から、当該教職員が公務旅行に使用する登録自家用自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この条において同じ。）に同乗し、公務旅行（第３条の規定に該当する場合に限る。）をしたい旨の申	第９条　旅行命令権者は、第７条第１項の規定による承認を受けた教職員以外の教職員（以下「他の教職員」という。）から、当該教職員が公務旅行に使用する登録自家用自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この条において同じ。）に同乗し、公務旅行（第３条の事規定に該当する場合に限る。）をしたい旨の

し出があったときは、当該教職員と用務地が同じであることその他の理由に該当し、かつ、公務遂行上効率的であると認めるときに限り、その申し出について承認をすることができる。 ２・３　［略］ （旅費） 第１１条　登録自家用自動車による公務旅行に係る旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和２９年長崎県条例第４７号）又は給与等条例第９条の定めるところによる。	申し出があったときは、当該教職員と用務地が同じであることその他の理由に該当し、かつ、公務遂行上効率的であると認めるときに限り、その申し出について承認をすることができる。 ２・３　［略］ （旅費） 第１１条　登録自家用自動車による公務旅行に係る旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和２９年長崎県条例第４７号）又は長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例第９条の定めるところによる。

第１号様式から第３号様式までの規定中「㊞」を削る。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。